

千葉市海外派遣研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員の海外派遣研修（以下「海外派遣研修」という。）に関し必要な事項を定め、外国諸都市の先進的行財政制度及びその運営を調査研究させることにより、職員の資質向上と、本市行政の高度化及び効率化に資することを目的とする。

(対象職員)

第2条 海外派遣研修の対象職員は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市在職期間が4年以上の者であること。
- (2) 勤務成績が優秀な者であること。
- (3) 海外派遣研修の成果を、将来にわたって本市行政に反映することができるものと認められた者であること。

(選考)

第3条 海外派遣研修に派遣される職員（以下「研修生」という。）は、前条に定める者のうちから、第11条に定める海外派遣研修選考委員会が行う選考に基づき市長が決定する。

(派遣人員)

第4条 海外派遣研修の派遣人員は、毎年度予算の範囲内で決定する。

(派遣期間)

第5条 海外派遣研修の派遣期間は、研修の目的に応じて必要と認められる期間とする。

(研修課題)

第6条 海外派遣研修の研修課題は、第1条に定められる目的に照らし適当と認められる事項とする。

(派遣先)

第7条 海外派遣研修の派遣先は、研修課題との関連において適当と認められる都市とする。

(服務上の取扱い)

第8条 海外派遣研修に派遣される期間は、出張として取り扱う。

(事前研修)

第9条 研修生は、事前に研修先の語学その他研修に必要な事項について、自ら研修を行わねばならない。

(報告)

第10条 研修生は、海外派遣研修終了後その結果について市長に報告しなければならない。

(海外派遣研修選考委員会)

第11条 研修生を選考するため海外派遣研修選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長

- (2) 国際交流課長
- (3) 人事課長
- (4) 人材育成課長
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集しその議事を整理し委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 7 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
- 8 委員会の庶務は、総務局総務部人材育成課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、海外派遣研修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。